

ピストンリコンディションサービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」という。）は、ヤンマーエンジニアリング株式会社（以下「当社」という。）が、レーザクラディング技術等を用いてピストンを整備提供するサービスである「ピストンリコンディションサービス」（以下「本サービス」といい、定義は、第1条⑤で定めるとおりである。）の提供条件及び当社とお客様との間の権利関係を定めるものである。お客様が本サービスの利用を開始した時点をもって、お客様は本規約の個別の条項に同意したものとみなす。

第1条 （定義）

本規約において使用する以下の用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

① LC技術（レーザクラディング技術）

遮断された摩耗部に金属粉末を噴霧し、レーザー光で溶かしながら肉盛りすることにより部品を補修し再利用可能とする部品再生・加工技術をいう。

②ピストン

当社又は当社のグループ企業が製造したピストンをいう。

③未整備ピストン

お客様が本サービスの提供を受けることを目的として、本利用契約に基づいて、当社に対して発送しまたは発送しようとするピストンをいう。

④整備済ピストン

未整備ピストンについて、本利用契約に基づいて、当社又は当社の指定する第三者において、LC技術により整備を行ったピストンをいう。

⑤本サービス

本サービスとは、(a)お客様から発送された未整備ピストンについて、当社がLC技術等を用いて整備を行い、(b)当社からお客様へ整備済ピストンを発送するサービスをいう。

⑥本利用契約

本規約を内容とした、当社とお客様の間で締結される本サービスの利用に関する契約をいう。

第2条 (本利用契約の申込みと不承諾)

1. お客様は、当社に対し、下記に定める事項その他当社が定める事項を注文書（以下「本件注文書」という。）に記載した上で、本サービスの申し込みをする（以下「本件注文」という。）。

記

- ①お客様の名称、連絡先、担当者、船名、IMO番号、エンジンの型式及び製造番号
- ②整備済ピストンの返送先（ただし、当社が別途定める国又は地域は指定ができないものとする。）

以上

2. 当社は、本件注文を承諾しないことができ、お客様は、これに対して異議を述べないものとする。この場合、当社は、お客様に対し、書面、電子メール又はファックスその他当社が定める方法により、本件注文の不承諾の通知をする。

第3条 (本利用契約の成立)

本利用契約は、当社がお客様に対して、本件注文を承諾する旨の書面、電子メール又はファックスを発送又は送信したときに成立する。

第4条 (お客様による未整備ピストンの発送等)

1. お客様は、当社に対して、本利用契約の成立から起算して30日以内に、当社の指定する送付地に発送する方法で、未整備ピストンを現実に引き渡すものとする。この場合において、お客様は、当社に対し、未整備ピストンが自己の所有であることを保証するものとする。
2. お客様は、前項の発送に関して、当社が指定する発送方法に従うものとする。なお、未整備ピストンの送料はお客様が負担するものとする（ただし海上輸送の場合、送料は例外的に当社の負担とする。）。
3. 当社が、本利用契約の成立から起算して30日以内に、お客様から本件注文書に記載された未整備ピストンを受領しなかった場合、本利用契約はお客様によってキャンセルされたものとみなし、当社は当該未整備ピストンに関して、本利用契約に基づきお客様に本サービスを提供する義務を負わないものとする。

第5条 (当社による未整備ピストンの受領と整備基準)

1. 当社は、未整備ピストンの到着後、すみやかに未整備ピストンが整備可能か否かについて検査を行った上で、お客様に対して、その結果を当社所定の方法により通知するものとする。
2. 未整備ピストンの所有権及び危険負担は、お客様に帰属する。
3. 当社は、下記の整備基準（以下「本件整備基準」という。）に従い、到着した未整備ピストンについて整備の可否を判断するものとする。

記

ピストンについて整備不可と判断する基準

- a. ピストンに亀裂がある場合
- b. ピストン頂部厚みが製作寸法よりおおむね1mm以上減肉している場合
- c. ピストン側面に焼付がある場合
- d. ピストン頂部に打痕がある場合
- e. その他、検査結果により当社が整備不能と判断した場合

以上

第6条 (未整備ピストンが整備可能な場合の取扱い)

1. お客様の発送した未整備ピストンについて、本件整備基準に従い整備可能と判断した場合、当社は、LC技術等を用いて、当社又は当社の指定する第三者において未整備ピストンを整備するものとし、当社の定める方法により、お客様に対して整備開始する旨の通知（以下「整備開始通知」という。）をする。
2. お客様は、前項の整備において整備済ピストンに当社が当社所定の刻印を行うことについて、異議なく同意する。
3. お客様は、本条第1項の通知を受けたあと、当社に対して、整備開始通知に記載された整備費用を支払うものとする。整備費用の額、支払方法その他支払条件は、整備開始通知の記載に従うものとする（なお、整備開始通知に記載がない場合には、本件注文書に従う。）。

第7条 (未整備ピストンが整備不可能な場合の取扱い)

1. 当社は、未整備ピストンについて、本件整備基準に従い整備不能と判断した場合又は未整備ピストンが当社の定める方法に従って発送されなかった場合は、当社の定める方法により、お客様に対して整備不可の通知（以下「整備不可通知」という。）をする。

2. 前項の場合において、お客様は、当社が整備不能と判断した未整備ピストンについて、整備不可通知の受領後 10 日以内に、お客様への返還又は当社による廃棄のいずれかを選択のうえ当社所定の方法により当社に通知（以下「処理通知」という。）するものとする。この場合、返還又は廃棄に要する費用は、お客様の負担とする。お客様が整備不可通知の受領後 10 日以内に、当社がお客様から処理通知を受領しなかった場合、当社は未整備ピストンをお客様に事前に通知することなく廃棄することができるものとし、この場合、当社は廃棄に要する費用をお客様に請求することができる。
3. 当社は、前項に定めるお客様から当社に対する返還若しくは廃棄に要する費用の支払いがあるまで、未整備ピストンの引き渡しを拒むことができる。

第 8 条 （整備済ピストンの出荷）

1. お客様は、当社に対して、整備済ピストンの出荷を求めることができる（以下「出荷指示」という。）。
2. 当社は、お客様から前項の出荷指示があったときは、すみやかに整備済ピストンをお客様に出荷するものとする。

第 9 条 （検収）

1. お客様は、当社から整備済ピストンを受領した日から起算して 10 日以内（以下「検収期間」という。）に、整備済ピストンについて速やかに検査を行ったうえで、当社に対して下記①②のいずれかの内容を、書面または電子メールの方法により通知するものとする。

記

- ① 仕様との契約不適合が確認されなかった場合
整備済ピストンが検査に合格した旨
- ② 仕様との契約不適合が確認された場合
整備済ピストンが検査に不合格となった旨及び不合格となった具体的かつ合理的な理由

以 上

2. 当社がお客様から前項の通知を検収期間内に受領しなかった場合、又は前項②の通知に具体的かつ合理的な理由が示されていない場合は、検収期間の経過をもって、整備済ピストンは検査に合格したものとみなす。

3. 当社が検収期間内に第1項②の通知を受領し、かつ、整備済ピストンに仕様との契約不適合が確認された場合は、当社は合理的期間内に、整備済ピストンの交換又は修理を行い、お客様に対して整備済ピストンを再度発送するものとする。再度発送された整備済ピストンの検査等についても、第1項及び前項の定めに従うものとする。

第10条（契約不適合責任）

1. 当社は、お客様から、第8条に基づいて当社が出荷した整備済ピストンについて、検収期間満了後に仕様との契約不適合がある旨の通知を受領した場合、当社の選択により、お客様に対して、整備済ピストンの修理等の履行の追完（以下、本条において「追完」という。）を行うものとし、代金の減額は行わないものとする。
2. 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても本利用契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、当社は前項所定の追完義務を負わないものとする。
3. 当社が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負う期間は、検収期間満了日から6ヵ月以内に、当社がお客様から当該契約不適合がある旨の通知を受領した場合に限るものとする。
4. 当社は、契約不適合がお客様の供した材料の性質またはお客様の与えた指図によって生じたときは、本条第1項の責任を負わないものとする。

第11条（解除）

1. 当社又はお客様は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に対して何らの催告なく本利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本規約の条項若しくは本利用契約に違反し、又は著しい不正行為があると認められたとき
 - (2) 手形・小切手につき不渡り処分をうけ、その他支払不能状態に陥ったとき
 - (3) 監督官庁より営業停止処分等を受けたとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始等の申立てを受け又は自ら申立てを行ったとき
 - (6) 刑事訴追を受ける等著しく社会的信用を失墜したとき
 - (7) その他本利用契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

2. 当社及びお客様は前項により本利用契約を解除した場合、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。
3. 当社又はお客様は、本条第1項により、相手方より本利用契約の全部又は一部が解除された時は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとする。

第12条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及びお客様は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員であった者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
 - (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
 - (7) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本利用契約を締結するものでないこと。
2. 当社及びお客様は、相手方当事者が前項に反した場合には、何らの通知又は催告なしに、直ちに本利用契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該相手方当事者は、当該解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

第13条 (損害賠償の範囲)

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によって本サービスに関してお客様に損害が生じた場合、当社が負う損害賠償責任の累計総額は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、債務不履行（契約不適合責任を含む。）、不当利得、不法行為その他請求原因の如何を問わず、本件注文書に記載した未整備ピストンの合計時価額又は整備可能通知に記載した整備費用のいずれか低い額を上限とする。
2. 前条および本条各項の規定を含む本規約上の規定で当社の責任を免除・限定する規定が、民法その他の法令により無効または合意しなかったものとみなされた場合には、当社は、

お客様が被った損害（直接かつ現実に被った通常の損害に限るものとし、逸失利益は除く。）を賠償するものとする。

第14条（遅延損害金）

お客様が、本規約に定める売買代金、整備代金その他金銭債務の支払期日を徒過した場合、お客様は当社に対して、同支払期日の翌日から完済の日まで年率14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとする。

第15条（不可抗力）

天災地変（台風、津波、地震、風水害、落雷、塩害等を含むがこれらに限られない。）、火災、感染症、伝染病、疫病、公害、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による本利用契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない（ただし金銭債務を除く。）。

第16条（輸出関連法令の遵守）

当社及びお客様は、ピストン・ロッドセットの発送について、善良な輸出者として日本国及び輸出先国の当該業務に関連する法規を遵守するものとする。

第17条（通知義務）

お客様は、商号、屋号、名称、所在地、合併等の組織再編、金融機関口座その他重要な変更事項がある場合は、当社に対して、書面または当社の定める方法にて、速やかに通知するものとする。

第18条（権利義務の譲渡禁止）

お客様及び当社は、本利用契約から生ずる権利又は義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、又は担保の目的に供してはならない。

第19条（本利用契約の有効期間）

1. 本利用契約の有効期間は、本利用契約の締結日から3年間とする。

2. 本利用契約の期間満了の3ヶ月前までに、お客様又は当社のいずれからも本利用契約を継続しない旨の書面による申出がないときは、本利用契約は同一条件をもって1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
3. 本利用契約の終了後も、その終了原因に関わらず、第6条（未整備ピストンが整備可能な場合の取扱い）3項及び4項、第7条（未整備ピストンが整備不可能な場合の取扱い）2項及び3項、第11条（解除）2項及び3項、第12条（反社会的勢力の排除）2項、第13条（損害賠償の範囲）、第14条（遅延損害金）、第18条（権利譲渡の禁止）、本条（本利用契約の有効期間）3項、第20条（分離可能性）、第21条（契約終了後の措置）、第23条（準拠法）、第24条（紛争解決）ならびに第25条（言語条項）の規定は、引き続き有効に存続するものとする。

第20条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項がなんらかの理由により無効又は執行不能である場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではない。また、裁判所において本規約が無効又は執行不能とされた場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において解釈される。

第21条（契約終了後の措置）

1. 本利用契約が終了した場合において、その終了原因に関わらず、当社は、すみやかに、当社が保管する整備済ピストンについて、お客様の指示に従い返還または破棄するものとする。この場合において、返還又は破棄に要する費用は、お客様の負担とする。
2. 前項に関わらず、お客様が当社に対して、未払いの売買代金、整備代金その他金銭債務を負うときは、当社は、その全額（遅延損害金を含む。）の支払が完了するまで、当社が保管する整備済ピストンの返還を拒むことができる。

第22条（本規約の変更）

1. 当社は、社会情勢、経済事情、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本サービスに関する実情の変化その他の事由がある場合には、本サービスの利用料の額、本サービスの内容その他本規約の内容（以上をあわせて以下「本規約の内容等」という。）を変更できるものとする。
2. 当社は、前項の定めに基づいて本規約の内容等の変更を行う場合、変更後の本規約の内容を、当社の定める方法によりお客様に通知等を行うことお客様に周知するものと

し、この周知の際に定める効力発生の日から、変更後の本規約は適用されるものとする。

3. お客様が本規約の変更後も本サービスの利用を継続する場合、お客様は変更後の本規約に同意したものとみなされる。

第23条（準拠法）

本規約及び本利用契約の解釈および適用にあたっては、日本法が適用されるものとする。

第24条（紛争解決）

1. 本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本規約及び本利用契約の趣旨に従い、当社及びお客様双方において誠意をもって協議するものとする。
2. 本規約及び本利用契約に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条（言語条項）

本規約は、日本語で作成されたものを正文とする。本規約につき翻訳が作成される場合においても、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、翻訳は何らの効力を有しないものとする。

(以下余白)